

特記仕様書（施工条件明示一覧表・その他）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	1 別途工事との工程調整が必要あり 2 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり 3 他機関との協議が未完了 4 占用物件との工程調整必要あり 5 その他	a 調整項目（ア. 資材等の流用 イ. 施行順序の調整 ウ. 別途協議） b 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ） c 協議が必要な機関名（上下水道部：水道管理設位置、下水道管理設位置） d 占用物件名（ア. 電気 イ. 電話 ウ. 水道 エ. 下水道 オ. その他（ ）） e その他（ ）
安 全 対 策 関 係	1 交通安全施設等の指定あり 2 提出書類あり 3 近接公共施設等に対する制限 ④ 安全教育・研修訓練の実施 5 その他	a 交通安全施設等の配置（ア. 別添図面 イ. その他〔 〕 ウ. 別途協議） b 交通誘導警備員の配置（ア. 別添図面 イ. その他〔 〕 ウ. 別途協議） （ア. 指定路線 イ. 準用指定路線 ウ. 指定路線以外） （ア. 配置人員数〔 人〕うち交通誘導警備員A〔 人〕 イ. 交通誘導警備員算出シートによる） * 準用指定路線とは監督員が指定路線（志摩市内では国道167号・国道260号）と同等と判断した路線。 * 交通誘導警備員Aとは、交通誘導警備業務に関する一級検定・二級検定合格警備員。 * 交通誘導警備員のうち1人は交通誘導警備員Aとしなければならない。ただし、指定路線・準指定路線以外の路線において、交通誘導警備員Aが配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通誘導警備員Bの者（ただし、交通の誘導・整理の実務経験3年以上）とできる。（その場合には変更対象とする。） c 交通誘導警備員の配置期間（交通誘導警備員算出シートによる） d 交通誘導警備員の交代要員（ア. 有り イ. なし） e 検定資格書（写し）、経歴書 f 施工時間の制限（ ） g 工法制限あり ・近接公共施設名等（ア. 鉄道 イ. 電気 ウ. 電話 エ. 水道 オ. その他〔 〕） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ） ④ h 工事期間中月一回（半日）以上実施 i その他（ ）
残土・産業廃棄物関係 （建設副産物関係）	① 残土処分（自由処分） 2 残土処分（指定処分・他工事流用） ③ 産業廃棄物の処理条件あり ④ 提出書類あり ⑤ 産業廃棄物税について（三重県産業廃棄物条例） 6 その他	a 残土処分地（ア. 別添図等 イ. 別途協議 ウ. その他〔 〕） 運搬距離（L= km） b 処分地の処理条件あり（ア. 押土整地 イ. その他〔 〕） ③ c 産業廃棄物の種類（ア. コン塊 ①. アス塊 ウ. 伐採木 エ. 汚泥 オ. その他〔 〕） ③ d 産業廃棄物の処分地（ア. 再生処理場 イ. 中間処分場 ウ. 最終処分場 ウ. その他〔 〕） エ. 別途協議） ④ e マニフェスト集計表、その他（仮置きを行う場合は、看板設置状況の撮影を行い管理資料へ添付する） ⑤ f 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となった場合（課税標準量が1,000 t未滿の場合は非課税 条例第10条）には当該工事完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式（三重県産業廃棄物税支払い請求書）に産業廃棄物税納税証明書・マニフェスト・帳簿（条例第15条）を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。 f その他（ ）

(注) 1 上記事項、条件及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。①～⑥まで記入する。
 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講じるものとする。
 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表・その他）

<p>工事支障物件関係</p>	<p>① 工事支障物件あり ② その他</p>	<p>(a) 支障物件名（ア. 鉄道 イ. 電気 ウ. 電話 (ウ) 水道 オ. 下水道 カ. その他〔 〕） (b) 移設時期（ア. 平成 年 月 頃 イ. 別途協議） (c) その他（地下埋設物の位置調査が必要な場合、受注者にて試掘を行い、各管理者に確認を行うこと。）</p>
<p>再生材使用関係</p>	<p>① 再生材使用の指定あり ② 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について 3 その他</p>	<p>(a) 再生材の種類（ア. 再生Asコン イ. 再生路盤材 (ウ) 再生クラッシャーラン エ. 道路用盛土材） (b) 再生材が使用出来ない場合の措置（ア. 新材に変更 (イ) 別途協議） (c) 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名： 図面参照） (d) 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 〃） (e) 三重県リサイクル製品が使用出来ない場合の措置（ア. 新材に変更 イ. その他〔 〕 (ウ) 別途協議） (f) その他（ 〃）</p>
<p>その他</p>	<p>1 現場発生品あり 2 支給品あり 3 盛土材等工事間流用あり、または、流用する場合がある。 ④ 境界杭・地籍調査基準杭 ⑤ その他</p>	<p>a 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ）その他（ ） b 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ）・品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日）その他（ ） c 運搬方法（ア. 請負者で運搬 イ. 請負者以外で運搬 ウ. 別途協議 エ. その他（ ）） (d) 境界杭・地籍調査基準杭のき損及び滅失を防止し、管理・保護すること。影響が及ぶ場合には監督員に報告すること。着事前に必ず資料を収集し事前に杭の位置、境界を確認すること。 (e) その他（必要に応じて濁水対策を行うこと。）</p>
<p>適用条件</p>	<p>本工事の施工は右欄に示す図書を適用及び準用する。</p>	<p>・ 建設工事請負契約書（契約約款含む） ・ 三重県公共工事共通仕様書 ・ 三重県建設副産物処理基準 ・ その他（ ）</p>
<p>提出書類</p>	<p>▪ 工事着工届 ▪ 施工計画書（変更施工計画書） ▪ 工程表（変更工程表） ▪ 現場代理人等選任通知 ▪ 建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書 ▪ 課税事業者届出書 ▪ 使用材料承認 ▪ 施工体制台帳（下請業者との契約書〔写し〕添付） ▪ 部分下請通知書 ▪ 工事写真 ▪ 竣工図及び完成写真 ▪ 工事完成報告書 ▪ その他監督員の指示するもの</p>	<p>左記書類は、必ず提出する。</p>

(注) 1 上記事項、条件及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。①～⑥まで記入する。
2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講じるものとする。
3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。